

2009年6月



The Britannia Steam Ship
Insurance Association Limited

曳航役務を提供される クラス3(P&I)メンバー各位

Email または Fax によるご送付

曳航作業から生じる責任 — 加入船による曳航 (Liabilities arising from towage operations – towage by an entered ship)

ご承知の通り、クラブは加入船が曳航役務を提供することにより生じるメンバーの責任を担保している。しかしながら、保険担保が与えられるには、特に曳航契約に基づきリスク配分など、クラブ・ルールの下で一定の要件が満たされなければならない。

本サーキュラーの目的は、保険カバーが適用されるための最重要要件を強調することにある。それらは以下の通りだ。

- 加入船による曳航から生じるメンバーの責任と付随費用はルール第 19 条(14)(B)に基づいてカバーされる。
- 同条項によれば、曳航目的のために特別に設計されたか改造された加入船(曳船)は、その旨をマネジャーに申告すべきこと。
- 同条項によれば、曳航契約は曳航開始前に文書でマネジャーの承認を得る必要がある。例えば、イギリス、オランダ、スカンジナビアの標準的曳航条件による契約は、一般に曳船側に有利な類似の責任除外規定を持つ契約としてマネジャーにより受け入れられよう。
- マネジャーが当該曳航契約を文書で同意せぬ限り、曳航から生じる責任はクラブによってカバーされない。しかしながら、そのような文書による承認が得られていなくとも、理事会はその裁量において、あらゆる状況においてその条件が適切であり、責任が同意された担保範囲内にある前提で当該曳航契約を承認することがある。しかしながら、そのような承認はまったくの自由裁量によるものであることを強調しておきたい。
- 最後に、同条項は被曳航船や被曳航物、あるいはそれらによって運送される貨物その他の財物の滅失や損傷、またはそれら残骸の撤去に関するクラブからの回収を得るためには、その責任が契約上のものであると否とを問わず、マネジャーがそのような責任の担保を文書で同意していなければならないことを定めている。

契約の承認

契約がクラブに承認されるための基本的な要件は、同契約が「ノック・フォア・ノック」(knock-for-knock)条件(訳注)、もしくは(メンバーにとって)それ以上有利な条件を含むべきことだ。つまり契約上、曳船も被曳船も、各当事者は自船およびその上の貨物や財物の滅失や損傷および自船乗組員の死亡や怪我に対してのみ責任を負うことを定めるべきだということだ。さらに契約は、曳船に対する求償権を被曳船が有さぬことも規定すべきだ。上述の通り、TOWCON、TOWHIRE、英国標準曳航条件などの諸契約はこれらの要件を満たしている。また契約は、曳船が国内法や条約の下で適切な責任制限を行う権利を確保するか認めさせるように努めるべきだ。

国によっては「ノック・フォア・ノック」協定のすべてもしくは一部を認めぬところがある。「ノック・フォア・ノック」の概念が非合法であるか、もしくは強制できぬ状況下であっても、曳航契約上の責任は依然としてクラブにより担保され得る。しかしそれは契約が被曳航船の所有者その他の者の行為、不作為、懈怠により生じる責任をメンバーに負わせず、さらにメンバーの責任が法律上最大限に制限されることが条件となる。

契約はまた、可能な限り適切な表現によるヒマラヤ約款、すなわち曳航契約に基づく抗弁権は曳船自らの被雇用者、使用人、および下請け業者をも利するものとする規定、を含むべきだ。

契約上の追加担保

メンバーの曳航契約がクラブに承認されないか、もしくは同契約が上記原則を満たさずとも、クラブは特定の限度額まで追加担保を提供することができる。同担保は曳航作業に先立って手配されなければならない、また追加保険料を必要とする。担保は特定の曳航作業の前か、もしくは年間を通して手配できる。

クラブが提供できる追加担保は、曳航役務契約が一方的に当該当事者に押しつけられたもので、「ノック・フォア・ノック」協定を条件とせぬ曳航役務を提供する曳船を中心にしている。また追加担保は、港内曳航の曳船と被曳航船の間に正式な契約がないことが慣習的な場合にも提供される。

追加担保の条件と費用についてはマネジャーにお問い合わせいただける。本サーキュラーで詳述されていない曳航契約の保険カバーに関するご質問など、さらなる情報に関してはマネジャーにご連絡いただきたい。

以上

(訳注) 自動車損害保険会社の「ノック・フォア・ノック協定」に倣ったもの。すなわち自動車の衝突事故などでは、それぞれの責任のいかんを問わず、それぞれの保険会社が負担し、相手側の保険会社に求償しないことが合意される。